

福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託

一般競争入札
入札説明書

令和6年5月

福島県環境創造センター

入札説明書

この入札説明書は、福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定等に基づき、福島県が発注する業務委託契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県環境創造センター所長 青木 浩司

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
環境創造センター産業廃棄物処理業務委託 一式（品目 別紙のとおり）
- (2) 調達案件の仕様等
別添 単価契約書（案）のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所
福島県環境創造センター
（福島県田村郡三春町深作10番2号）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

施行令第167条の4第1項に定めるもののほか、施行令第167条の4第2項及び同条の5第1項の規定により下記の条件を併せて付することとする。

- (1) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (3) 当該業務を行う資格を有し、別添契約書（案）に記載のすべての品目を処理できること。
- (4) 県内に本社、支社又は営業所を有していること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、令和6年5月16日（木）から令和6年5月27日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、5（1）に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和6年5月27日（月）午後5時15分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格が与えられないので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式による）

前記3（5）の内容も含むこと。

ウ 産業廃棄物処分業許可証（写）及び特別管理産業廃棄物処分業許可証（写）

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、所定の料金（84円）の切手を貼った長形3号封筒を提出（同封）すること。

（2）資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

（3）入札参加資格の有無については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により令和6年5月29日（水）以降、申請者に対して通知する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 963-7700

住所 福島県田村郡三春町深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部総務課

電話 0247-61-6111 FAX 0247-61-6119

電子メールアドレス kansou-cen@pref.fukushima.lg.jp

（2）入札説明書及び入札関連資料の配付期間

令和6年5月16日（木）から令和6年5月31日（金）まで（土曜・日曜を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による配付を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、5（1）に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県環境創造センターのホームページからダウンロードして入手することができる。

（3）入札及び開札の日時及び場所

日時 令和6年6月3日（月） 午後3時00分

場所 福島県環境創造センター本館 連携研究室3

6 入札書の提出方法

（1）入札書（様式3-1入札内訳書含む）は、入札当日持参すること。

- (2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は不可とする。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（様式3-1に数量・単価・金額を記載すること。）

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。代表者の押印を省略する場合は、本件の責任者の部署名、職・氏名、連絡先（電話番号）及び連絡担当者の部署名、氏名、連絡先（電話番号）を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人は委任状（様式4）を持参すること。

- (4) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (5) この入札による契約は、様式3-1入札内訳書に記載した各項目の単価を契約金額とし、代金の支払いは契約金額に数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行う。単価にはこの業務を行うのに必要な経費を一切含むこととする。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5（3）に掲げる日時までに見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を5（3）に掲げる場所及び日時までに提示すること。

(4) 財務規則第249条第1項各号(別記)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、4(1)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書(様式5)、業務実績証明書(様式6)、業務実績証明願(様式7)により5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、5(3)に掲げる日時までに5(1)に掲げる場所まで申請するものとする。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、通知に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

(1) 入札及び開札は5(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 入札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。

ア 委任状(様式4)・・・代理人出席の場合

イ 県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書・・・入札者で入札保証金を納付する者

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお、落札者が決定しない場合、1回に限り直ちにその場で再度入札に付することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書(様式3)を提出することを原則とするが、10の(3)に掲げる代理人をして入札させるときは、この限りでない。

- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 1 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は入札参加者の負担とする。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

1.3 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再々度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

1.4 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

1.5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して10日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、15(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

17 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式8)により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式9)により回答するほか、福島県環境創造センターホームページに掲載する。

受付期間 令和6年5月16日(木)から令和6年5月22日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

受付方法 郵送、FAX、電子メール又は持参

受付場所 5(1)に掲げる場所

回答予定日 令和6年5月24日(金)以降

- (2) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

18 当該調達契約に関する事務を担当する課

5(1)に同じ。

別記1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

別記2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

様式2

一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県環境創造センター所長

先に申請のありました一般競争入札に係る資格については、下記のとおり確認しましたのでお知らせします。

記

公告日	令和6年5月16日
件名	福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託
数量	一式
本公告に係る入札参加資格の有無	有
	無
	入札参加資格がないと認めた理由
入札保証金の免除について	免除する
	免除しない
	免除しないとした理由

- 1 入札参加資格が無いと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

入 札 書

令和 年 月 日

福島県環境創造センター所長

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

代 理 人

印

福島県が調達する下記の案件について、入札説明書、仕様書等に従い受託するものとし、入札に関する条件を熟知したので、下記のとおり入札します。

記

- 1 件 名 福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 3 排出場所 福島県環境創造センター

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税及び地方消費税を含まず)

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先として、電話番号を本件責任者、担当者それぞれに記載すること。)

本件責任者

(部署名) : _____

(職・氏名) : _____

(連絡先) : _____

担 当 者

(部署名) : _____

(氏 名) : _____

(連絡先) : _____

内訳 様式3-1のとおり

*必ず数字前に¥マークを入れること。

*再度入札の場合は、入札書の前に「再」「再々」と記入すること。

*入札内訳書 様式3-1を添付することとしその合計が本入札書と合致すること。

様式 3-1

入札内訳書 様式 3-1

種類	種類	品目	荷姿・車種	単位	予定数量	単価(円)	金額(円)
特管	廃油	廃油(シクロヘキサン)	20Lポリタンク	kg	26		
特管	廃油	引火性廃油(検査溶液)	20Lポリタンク・500Lドラム	kg	394		
特管	廃酸	強酸(有害:クロム含有、PH2.0以下)	20Lポリタンク	kg	3,265		
特管	廃酸	強酸 BOD廃液	20Lポリタンク	kg	673		
産廃	廃酸	シクロヘキサン含有排水	20Lポリタンク	kg	28		
特管	廃酸	廃酸(前処理液)	ガロン缶	kg	6		
産廃	廃酸	廃酸(一般)	20Lポリタンク	kg	3,616		
産廃	汚でい	汚泥(分析サンプル)	段ボール(内袋入)	kg	69		
産廃	汚でい	汚泥(普通運)	段ボール(内袋入)	kg	57		
産廃	汚でい	汚泥(活性炭)	段ボール(内袋入)	kg	2		
産廃	ガラス・陶磁器くず	ガラスくず(サンプリング空容器)	段ボール(内袋入)	kg	241		
産廃	金属くず	金属くず(器具類)	段ボール(内袋入)	kg	163		
産廃	廃プラスチック類	排気処理プレフィルター	段ボール(内袋入)	kg	2		
産廃	廃プラスチック類	プラスチック等	段ボール(内袋入)	kg	622		
産廃	もえ殻	もえ殻(分析用サンプル)	段ボール(内袋入)	箱	6		
産廃	廃アルカリ	強アルカリ(有害:シアン含有)	20Lポリタンク	kg	272		
特管	廃アルカリ	強アルカリ(ケルダール廃液(銅、チタン含有))	20Lポリタンク	本	400		
特管	廃酸	硝酸廃水(アンモニア廃水)	20Lポリタンク	本	39		
特管	廃酸	塩酸廃液	20Lポリタンク	本	15		
特管	廃酸	引火性廃油(濃シン廃液)	20Lポリタンク	本	3		
産廃	廃アルカリ	スクラバー排水(分析用脱硝排気装置)	ドラム缶	kg	2,294		
特管	強酸	スクラバー排水(無機スクラバー)	ドラム缶	kg	951		
合 計							

※ 合計額は、様式3の入札金額と合致すること(合計額と一致しない場合や計算ミスは意思不明確により失格となる)

※ 品目毎の金額(数量×単価)に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てすること

住 所

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

商号又は名称

(連絡先として、電話番号を本件責任者、担当者それぞれに記載すること。)

代表者職・氏名

印

本件責任者

代 理 人

印

(郵 署 名): _____

(職 ・ 氏 名): _____

(連 絡 先): _____

担 当 者

(郵 署 名): _____

(氏 名): _____

(連 絡 先): _____

・様式3-1の内訳書はこの様式を使用すること。なお、エクセルシート版を別途用意する。

様式 4

委 任 状

令和 年 月 日

福島県環境創造センター所長

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和6年6月3日に執行される、福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託一般競争入札に関する一切の権限。

受任者（代理人）

職名又は住所

氏 名

印

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先として、電話番号を本件責任者、担当者それぞれに記載すること

。）

本件責任者

（部署名）：

（職・氏名）：

（連絡先）：

担 当 者

（部署名）：

（氏 名）：

（連絡先）：

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県環境創造センター所長

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1 (1)・(2)どちらかに○を付して下さい。

- (1) 福島県財務規則第249条第1項第1号による免除申請者
 - ・入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険契約に係る保険証券）
- (2) 福島県財務規則第249条第1項第2号による免除申請者
 - ・履行実績を証明する書面
 - 履行実績証明書（様式6）、履行実績証明願（様式7） 等

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先として、電話番号を本件責任者、担当者それぞれに記載すること。）

本件責任者

（部署名）：

（職・氏名）：

（連絡先）：

担 当 者

（部署名）：

（氏 名）：

（連絡先）：

様式7

履行実績証明願

令和 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記の履行実績を証明願います

記

契 約 名	
契約内容	
契約締結日 及び契約期 間	
契約金額	

上記のとおり履行したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

様式 8

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県環境創造センター所長

〔入札参加者〕 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名 印

電 話 番 号
F A X 番 号
担当者職・氏名

質問の内容によっては、資料等を添付してください。

案 件 名	福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託
契約公所名	福島県環境創造センター
公 告 日	令和6年5月16日

様式9

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

質 問 者
商号又は名称
代表者職・氏名

様

福島県環境創造センター所長

案 件 名	福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託
契 約 公 所 名	福島県環境創造センター
公 告 日	令和6年5月16日

質 問 事 項	
回 答	
備 考	

単価契約書（案）

- 業務の名称 福島県環境創造センター産業廃棄物処理業務委託
- 契約の期間 自 令和 年 月 日
至 令和7年3月31日
- 契約保証金

排出事業者「福島県」を甲とし、処分業者「 」を乙として、甲の事業所から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり単価契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（委託内容）

第2条

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

◎処分に關する事業範囲

[産廃]	[特管]
許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業範囲：	事業範囲：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価は、別紙1のとおりとする。

なお、委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。

3 （処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称：
所在地：
処分の方法：

施設の処理能力：

4 （最終処分場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先番号：

事業所の名称：

所在地：

処分の方法：

施設の処理能力：

5 （搬入業者）

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

氏名：

住所：

◎特別管理産業廃棄物収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

◎産業廃棄物収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

（適正処理に必要な情報の提供）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。また、廃棄物内容に変更を生じる場合にも事前に文書にて情報の提供を行うものとする。

○産業廃棄物の発生工程

○産業廃棄物の性状及び荷姿

○腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

○混合等により生ずる支障

○日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

○石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

○その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、上記以外にも乙の要求に応じて適正処理に必要な情報を乙に提供する。乙は、(社)全国産業廃棄物連合会（以下「連合会」という。）の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物性・安全データシート」（連合会の「廃棄物処理受託の手引き」を参照）の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して要求することができる。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引取ることとする。

（甲乙の責任範囲）

- 第4条 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理するものとする。
- 2 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それに伴い甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
 - 3 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。
 - 4 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

- 第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
 - 3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする

（委託業務終了報告）

- 第7条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、以下のもので替えることができる。

- 一 産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票・E票
- 二 電子マニフェストの場合は、業務終了したことの旨がわかる部分の印刷物

（業務の一時停止）

第8条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

（契約の変更等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第10条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により期限内に委託業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第19条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（委託料の支払）

第11条 本契約書に定める業務に関する委託手数料の支払いは、第2条第2項にて定める単価に基づき、契約単価に委託数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の総和に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（円未満切捨て）とする。

2 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 前項の請求書は、第7条の規定による委託業務終了報告書を甲に提出し適正と認められた後でなければ提出することができない。

（契約予定数量）

第12条 契約予定数量はこの契約期間中、当初予定していた数量に満たなくても残数量に対しては期間満了日をもって打ち切るものとし、また予定数量を超えてもこの契約単価により実施するものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に委託業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）とする。

5 甲の責に帰すべき事由により、第11条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、履行された業務が、仕様、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に限り、乙に対して、当該業務の修正、代替業務の実施又は不足分に係る業務実施等による履行の追完を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修正等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

一 履行期限内にこの契約を履行しないとき又は履行期限後相当の期間内に履行の見込みがないとき。

二 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除をすることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、

当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（乙の催告による解除権）

第17条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- 一 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達することができないとき。
- 二 甲の責めに帰すべき事由により乙が契約を履行することができないとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。

また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 第15条及び第16条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法

(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法
(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(遅延利息等の相殺)

第20条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(談合による損害賠償)

第21条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第22条 乙は、代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係るこれを証する書面を添えて甲に届けなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第26条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福島県田村郡三春町深作10番2号
氏名 福島県
福島県環境創造センター 所長 青木 浩司

乙 住所
氏名

特 記 仕 様 書

- 1 搬入する容器・ダンボール等の処分は、乙が適正に行うこと。
- 2 事前に産業廃棄物管理票を、乙が準備し甲に提出すること。電子マニフェストを採用する場合は、運用方法を別途協議する。
- 3 燃え殻を収納するダンボールの大きさは、W 4 0 c m × D 3 0 c m × H 2 5 c m
程度

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受

けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙 1

種類	種類	品目	荷姿・車種	単位	予定数量	単価(円)
特管	廃油	廃油(ジクロロメタン)	20Lポリタンク	kg	26.00	
特管	廃油	引火性廃油(検査溶液)	20Lポリタンク・ガロン瓶	kg	394.00	
特管	廃酸	強酸(有害:クロム含有、PH2.0以下)	20Lポリタンク	kg	3,265.00	
特管	廃酸	強酸 BOD廃液	20Lポリタンク	kg	673.00	
産廃	廃酸	ジクロロメタン含有排水	20Lポリタンク	kg	28.00	
特管	廃酸	廃酸(前処理液)	ガロン瓶	kg	6.00	
産廃	廃酸	廃酸(一般)	20Lポリタンク	kg	3,616.00	
産廃	汚でい	汚泥(分析サンプル)	段ボール(内袋入)	kg	69.00	
産廃	汚でい	汚泥(濾過滓)	段ボール(内袋入)	kg	57.00	
産廃	汚でい	汚泥(活性炭)	段ボール(内袋入)	kg	2.00	
産廃	ガラス・陶磁器くず	ガラスくず(サンプリング空容器)	段ボール(内袋入)	kg	241.00	
産廃	金属くず	金属くず(器具類)	段ボール(内袋入)	kg	163.00	
産廃	廃プラスチック類	排気処理プレフィルター	段ボール(内袋入)	kg	2.00	
産廃	廃プラスチック類	プラ容器等	段ボール(内袋入)	kg	622.00	
産廃	もえ殻	もえ殻(分析用サンプル)	段ボール(内袋入)	箱	6.00	
産廃	廃アルカリ	強アルカリ(有害:シアン含有)	20Lポリタンク	kg	272.00	
特管	廃アルカリ	強アルカリ(ケルダール廃液(銅、チタン含有))	20Lポリタンク	kg	400.00	
特管	廃酸	硝酸廃水(アンモニア廃水)	20Lポリタンク	本	39.00	
特管	廃酸	塩酸廃液	20Lポリタンク	本	15.00	
特管	廃酸	引火性廃油(液シン廃液)	20Lポリタンク	本	3.00	
産廃	廃アルカリ	スクラバー排水(分析用局所排気装置)	ドラム缶	kg	2,294.00	
特管	強酸	スクラバー排水(無機スクラバー)	ドラム缶	kg	951.00	